

令和2年4月3日

青森県教育委員会第855回定例会

期 日 令和2年4月3日(金)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

- 報告第1号 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における  
改善事項について ..... 1

### 3 議案

- 議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について ..... 4  
○議案第2号 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事につ  
いて ..... 5  
○議案第3号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯  
科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則案について ..... 6  
○議案第4号 県技芸の保持者の追加認定及び県天然記念物の追  
加指定について ..... 9

### 4 閉 会

# 報告第1号

## 青森県公立学校教員採用候補者選考試験における改善事項について

### 1 受験者を確保するための取組

#### (1) 改善の趣旨

本県の教員採用試験は、民間企業における採用の拡大などにより応募者数が減少している一方で、定年等による退職者が多いことなどにより、採用者数が多い状況が続いており、最終競争率（倍率）は低下傾向となっている。特に、小学校においてその影響が大きく、令和元年度実施の教員採用試験では1.9倍となったところである。

このような状況を踏まえ、受験者を確保するため、次の4点について改善を図るものである。

#### ① 他都道府県等の現職者に対する専門教科試験の免除

他県で教員をしている本県出身者等の受験を促進するため、現に他都道府県等において小学校の正規教員であり、試験実施年度末で3年以上の経験を有する者について、小学校を受験する場合に第一次試験の専門教科試験を免除するものである。

#### ② 東京都を会場とした試験の実施

県外の大学へ進学した本県出身の学生及び他県の現職者等が本県を受験しやすくなるよう、第一次試験を県内3会場に加え、新たに東京都（都道府県会館）でも実施（小学校のみ）するものである。

### ③ 小学校体育実技試験の実施種目の見直し

小学校受験者の負担軽減及び本県の児童が抱える運動能力の課題を踏まえ、小学校の体育実技試験の実施種目を見直すものである。

(現行) 3種目

- ・器械運動
- ・体づくり運動
- ・水泳



(見直し後) 2種目

- ・器械運動
- ・陸上運動 (投の運動)

### ④ 教職大学院修了者に対する一般・教職教養試験の免除

専門性の高い教員を確保する観点から、教職大学院を修了した者又は教職大学院に在学中の者について、第一次試験の一般・教職教養試験を免除するものである。

区 分	一般・教職教養試験の免除要件
本県の現職	現に本県の公立学校の県費負担である教諭又は養護教諭である者
他都道府県等の現職	現に国立学校又は公立学校の正規の教員等であり、試験実施年度末で3年以上の経験を有する者
本県講師等の経験者	本県の国立学校又は公立学校の臨時的任用の講師（非常勤を除く。）又は養護助教諭として、直近の5年度前の4月1日から試験実施年度の5月31日まで（62月）のうち、36月以上の経験を有する者
教職大学院修了者	国内の教職大学院を修了した者又は国内の教職大学院に在学中の者

追加

## (2) 実施年度

令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

## 2 中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部、高等部）保健体育実技試験の実施種目の見直し

### （1）改善の趣旨

中学校、高等学校及び特別支援学校（中学部、高等部）の保健体育実技試験について、一部の種目において、受験者があらかじめ選択した種目を実施できる仕組み（受験者選択制）を新たに導入するほか、受験者の負担軽減を図るため、実施種目を見直すものである。

### （2）実施種目

（現行）9種目

- ・ 体づくり運動
- ・ 器械運動（2種目）
- ・ 球技（2種目）
- ・ ダンス
- ・ 武道（2種目）
- ・ 水泳



（見直し後）5種目

- ・ 器械運動（1種目）
- ・ 球技（1種目受験者選択）
- ・ ダンス
- ・ 武道（1種目受験者選択）
- ・ 水泳

### （3）実施年度

令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

## 3 栄養教諭試験の実施

### （1）改善の趣旨

栄養教諭については、これまで本県の学校栄養職員を対象に任用替えの試験を実施し採用してきたが、本県の学校栄養職員以外にも対象を広げ、教員採用候補者選考試験を実施するものである。

### （2）実施年度

令和3年度（令和2年度実施）教員採用候補者選考試験から実施する。

# 議案第 1 号

## 青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

大	里	公	子
竹	浪	廣	美
松	井	京	子
須	藤	紀	子
江	尻	伸	太郎
佐	藤		宰
玉	川	玲	子
相	木	麻	季
宇	藤	裕	夫
生	島	美	和

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は令和 2 年 5 月 1 3 日から令和 4 年 5 月 1 2 日までとする

令和 2 年 4 月 3 日

青森県教育委員会

## 議案第 2 号

### 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の 人事について

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事を次のとおり行う。

杉本	孝
竹内	正光
細越	敬喜
山内	正勝

青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に任命する

任期は令和 2 年 5 月 1 3 日から令和 4 年 5 月 1 2 日までとする

令和 2 年 4 月 3 日

青森県教育委員会

## 議案第3号

### 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

#### 1 提案理由

職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う所要の整理を行うため提案するものである。

#### 2 概要

「職員等の旅費に関する条例」の題名が「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改正されたことに伴い、当該条例を引用している関係条項を改正するものである。

#### 3 改正案及び新旧対照表

別紙のとおり

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。



青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び  
青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部改正)

第一条 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

(青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和三十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表（下線部は改正部分）

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則

改 正 後	改 正 前
<p>（費用弁償）</p> <p>第六条 校医及び薬剤師の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第四条の定めるところによる。この場合において、費用弁償の額は、<u>職員等の旅費及び費用弁償に関する条例</u>（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第六条 校医及び薬剤師の費用弁償は、特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十三号）第四条の定めるところによる。この場合において、費用弁償の額は、<u>職員等の旅費に関する条例</u>（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。</p>

○青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費の支給）</p> <p>第二十一条 前条の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、<u>職員等の旅費及び費用弁償に関する条例</u>（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の定めるところによる。</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第二十一条 前条の規定により出頭した者に対する旅費の支給については、<u>職員等の旅費に関する条例</u>（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）の定めるところによる。</p>

## 議案第4号

### 県技芸の保持者の追加認定及び 県天然記念物の追加指定について

青森県文化財保護条例（昭和50年12月青森県条例第46号）第24条第5項の規定により、次の表に掲げるものを県技芸の保持者として追加認定し、第38条第1項の規定により、次の表に掲げるものを県天然記念物に追加指定する。

#### 1 県技芸の保持者に追加認定するもの

種別	名称	保持者住所	氏名
県技芸	根笹派大音笹流錦風流尺八	弘前市大字田町二丁目1の21	高橋勝良

#### 2 県天然記念物に追加指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県天然記念物	法光寺参道松並木	23本	三戸郡南部町大字法光寺字法光寺20	宗教法人法光寺

# 参 考 資 料

第 8 5 5 回定例会（令和 2 年 4 月）

- 議案第 1 号  
青森県立図書館協議会委員の人事について P 1 ~ P 3
- 議案第 2 号  
青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員の人事について P 4 ~ P 5
- 議案第 4 号  
県技芸の保持者の追加認定及び県天然記念物の追加指定について P 6 ~ P 9

# 青森県立図書館協議会委員候補者名簿

区	分	現 委 員 (H30.5.13~R2.5.12)						新 委 員 候 補 (R2.5.13~R4.5.12)							
		推薦団体等	所 属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域	推薦団体等	所 属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地域
学校教育関係者 (2名)		教育事務所 (西北)	鶴田町立 胡桃館小学校	校長	木村文江	女	新	西北	教育事務所 (中南)	藤崎町立 常盤小学校	校長	大里公子	女	新	中南
		青森県学校図書館協議会	黒石高等学校	教諭	白木佳乃	女	新	中南	高教研図書館部 会	県立弘前南高等学校	教諭	竹浪美	女	新	中南
社会教育関係者 (4名)		青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市 読書団体連合会	理事兼 読書部会長	前田敏子	女	再	三八	青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市 読書団体連合会	理事	井京子	女	新	三八
		青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館	次長	須藤紀子	女	新	西北	青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館	次長	藤紀子	女	再	西北
		公募 (青森市在住)	公募委員		小笠原秀樹	男	一	東青	公募委員 (むつ市在住)	公募委員		江尻伸太郎	男	一	下北
		公募 (青森市在住)	公募委員		鈴木麻理奈	女	一	東青	公募委員 (青森市在住)	公募委員		佐藤 宰	男	一	東青
家庭教育の向上に資 する活動を行う者 (1名)		青森県子ども家 庭支援センター	おいらせ町家庭教 育支援チーム・し るくはあと	代 表	玉川玲子	女	新	上北	青森県子ども家 庭支援センター	おいらせ町家庭教 育支援チーム・し るくはあと	代 表	玉川玲子	女	再	上北
		(株)東奥日報社	(株)東奥日報社 編集局生活文化部	部 長	平野陽児 (R1.5.9~)	男	新	東青	(株)東奥日報社	(株)東奥日報社 編集局生活文化部	部 長	木麻季	女	新	東青
		教育事務所 (上北)	六戸町 教育委員会	教 育 長	瀧口孝之	男	再	上北	教育事務所 (三八)	田子町 教育委員会	教 育 長	宇藤裕夫	男	新	三八
学 識 経験者 (3名)	(報道)	(株)東奥日報社	(株)東奥日報社 編集局生活文化部	准教授	生島美和	女	再	中南	弘前学院大学	弘前学院大学 文学部	准教授	生島美和	女	再	中南
		(教育)	弘前学院大学	准教授	生島美和	女	再	中南	弘前学院大学	弘前学院大学 文学部	准教授	生島美和	女	再	中南

参 考 資 料  
選 定 順 一 冊 刊 行

## 図 書 館 法 ( 抜 粋 )

( 図 書 館 協 議 会 )

第 1 4 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 1 5 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第 1 6 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日  
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員 選任案

○現在の委員（平成30年5月13日～令和2年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	委嘱年
1	すぎもと たかし 杉 本 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	平成 22
2	たけうち まさみつ 竹内 正光	五所川原市	無職	平成 28
3	ほそごえ ひろき 細越 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	平成 28
4	やまうち まさかつ 山内 正勝	田舎館村	無職	平成 30
5	（欠員）			

○新委員候補者（令和2年5月13日～令和4年5月12日）

No.	氏 名	住 所	職 業	付記
1	すぎもと たかし 杉 本 孝	八戸市	テイエス（株）代表取締役	再任
2	たけうち まさみつ 竹内 正光	五所川原市	無職	再任
3	ほそごえ ひろき 細越 敬喜	八戸市	日本刀研磨業（自営）	再任
4	やまうち まさかつ 山内 正勝	田舎館村	無職	再任
5	（欠員）			



## 青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員選任に係る関係法令

### ○銃砲刀剣類所持等取締法（抜粋）

（登録）

第 1 4 条 都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。以下 同 じ。）は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下 同 じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

4～5（略）

### ○銃砲刀剣類登録規則（抜粋）

（登録審査委員）

第 2 条 法第 1 4 条第 3 項の登録審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命する。

### ○青森県古式銃砲刀剣類の登録審査委員に関する規則（抜粋）

（任命等）

第 2 条 審査委員は、銃砲又は刀剣類に関し学識経験のある者のうちから青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

2 審査委員の定数は、5 人とする。

3 審査委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 教育委員会は、特別の事由があるときは、審査委員を免ずることができる。

### ○青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の候補者資格基準要項（抜粋）

1 銃砲刀剣類に関し、専門的な知識・経験を有する者

2 美術商・古美術商その他銃砲又は刀剣類の売買仲買等を営んでいない者

3 銃砲刀剣類所持等取締法に違反した者及び同法に関連する係争に関係していない者

4 原則として、満 8 0 歳以下の者

## 県技芸の保持者の追加認定について

- 1 文化財の種別 県技芸
- 2 名称及び指定年月日 ねざさはおおねざさりゅうきんぶうりゅうしゃくはち  
根笹派大音笹流錦風流尺八（昭和 5 6 年 6 月 2 3 日）
- 3 保持者氏名 たかはし かつよし  
高橋 勝良（弘前市大字田町二丁目 1 の 2 1）

### 4 由緒及び沿革

根笹派大音笹流錦風流尺八は、昭和 5 6 年 6 月 2 3 日に県技芸に指定された。

弘前藩 9 代藩主寧親（1761～1833）の命により、やすちか小納戸役の吉崎八彌好道（一夙子）  
が、文化 1 2 年（1815）いちがつじ一月寺に入門して習得し、文政元年（1818）に帰藩し伝えた  
ものといわれる。その後、ばんゆうぞうたてゆき伴勇蔵建之、にゅういえいすけたけとも乳井永助建朝（月影）、げつえい津島賢四郎（孤松）、つしまけんしろう こまつ折登清助（如月）、おりとせいすけ によげつ神久雄（如道）等によって津軽地方で継承されてきた。「津軽十調子」  
といわれる独特の曲があり、更に奏法上の技巧であるコミ、ナヤシ、チギリが特徴と  
なっている。

### 5 曲目

「津軽十調子」と呼ばれる以下の伝承曲がある。

- 1 しらべ調、2 さが は下り葉、3 まつかぜ しらべ松風の調・松風、4 さんやすががき三谷清攬、5 し し獅子、6 ながしれいぼ流鈴慕、  
7 とおり通里、8 かどづけ門附、9 はちがえ鉢返し、10 こくう虚空

ふほん譜本によって収録曲は異なるが、他にながれるくだん流六段、みやぎれいぼ宮城鈴暮、つる すごもり鶴の巣籠などの曲も伝  
える。

### 6 文化財の現況

指定当初の県技芸保持者 4 名は既に逝去し、認定解除となっている。現在は、県技  
芸保持者であった故後藤清蔵門弟のしゅうほう須藤脩 鵬氏、平尾雄三（ちくほう竹朋）氏及び藤田昌宏  
（ちくしん竹心）故松岡俊二郎門弟の山田史生氏の 4 名が認定されている。

### 7 認定事由

県技芸保持者であった故松山定之助氏ていのすけに師事、後に藤田昌宏（竹心）氏に師事した。  
津軽十調子を全て習得しており、演奏可能である。技術的に熟達し、芸術的表現も優  
良である。

「弘前錦風流尺八伝承会」の一員として活動し、後継者育成にも努めていることか  
ら、県技芸保持者に値する。



## 県天然記念物の追加指定について

- 1 文化財の種別 県天然記念物
- 2 名称及び指定年月日 ほうこうじさんどうまつなみき  
法光寺参道松並木（昭和 33 年 1 月 22 日）
- 3 追加指定する員数 23 本
- 4 所有者 宗教法人法光寺
- 5 所在地 三戸郡南部町大字法光寺字法光寺 20

### 6 沿革

延宝 4 年（1676）、法光寺 12 代住職らが 427 本のアカマツを植えたのが今の参道松並木の由来だとされている。昭和 33 年 1 月 22 日、参道沿い（延長約 80m × 幅 5m）の樹齢が大きい 23 本が県天然記念物に指定された。昭和 58 年「日本の名松百選」に選ばれたことを受け、地域住民により任意団体「千松会」が組織され、松並木を管理している。

今回新たに追加候補となったアカマツ 23 本は、昭和 33 年指定当時「他は将来性を持っている若木で次第に枝垂松の体形をなす。」と記載された樹木群であると考えられ、これらは、「法光寺千本松調査報告書」（平成 6 年名川町発行・県樹木医会調査）によると、「幹周から推定される樹齢は 200 年から 400 年ほどである。」とされているアカマツである。

### 7 現況

昭和 33 年の指定時には、「参道側に俗称枝垂松を主株とし、他に約 30 株の赤松の壮木立ち並び四周に調和し美観を呈している。」と記載されているが、当時のアカマツ 23 本中 9 本が、主に県道名久井岳公園線の舗装工事や自動車の通行による影響を受け滅失している。

追加指定するアカマツは、昭和 33 年指定の範囲より南側の法光寺へ至る参道部両脇約 500m に位置する 23 本であり、この 23 本と現存している既指定のアカマツは、今のところ樹勢に大きな問題はない。県道のバイパスも完成し自動車の通行も減少しており、今後は少しずつではあるものの環境の改善も見込まれている。

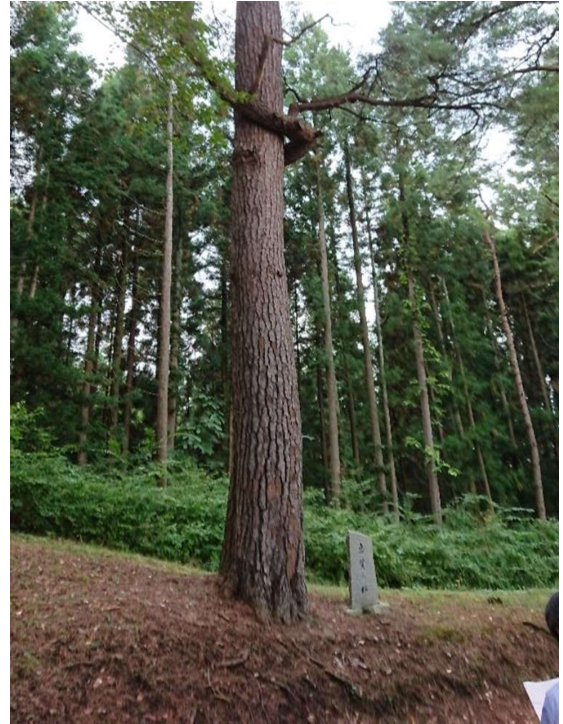
所有者は、並木を保全・継承するため、現存するアカマツのクローン苗木を毎年植樹するなど、任意団体「千松会」とともに適切に管理している。

### 8 指定に値する特色

既に指定されたものに加え、歴史的背景が明確であるとともに、地域の文化、特色を反映している点、及び地域住民の関心が非常に高い点が評価される。さらに、法光寺を主体に管理体制が確立しており継続性がある点も選定理由の 1 つである。追加指定されることで並木としての景観的価値も高まるものと思われる。



追加指定する松並木の様子



指定候補中最大幹周の松



追加指定候補の樹勢



5年前に植樹した苗木

